

参考資料一覧

資料1 岡山市民プール条例及び同条例施行規則

資料2 収支一覧表(過去3年度分)

資料3 利用状況表(過去3年度分)

資料4 委託業務一覧表(令和7年度)

資料5 光熱水費実績一覧表(過去3年度分)

資料6 修繕実績一覧表(過去3年度分)

資料7 支出予算費目一覧

資料8 現料金表

資料9 プール管理区域図

資料10 物品台帳

資料11 岡山市施設予約サービスの利用に関する規則

資料12 岡山市民プールの管理運営に関する包括協定書(案)

資料13 災害時における避難場所等の開設運営に関する協定書(案)

資料14 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書(案)

○岡山市民プール条例

平成17年3月17日

市条例第100号

改正 平成20年12月25日市条例第71号

平成26年3月25日市条例第19号

平成27年3月16日市条例第8号

平成31年3月19日市条例第13号

(設置)

第1条 市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため、本市に岡山市民プール（以下「プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岡山市立市民屋内温水プール	岡山市南区豊成一丁目4番22号
岡山市東山プール	岡山市中区赤坂本町11番50号

(岡山市立市民屋内温水プールの事業)

第3条 岡山市立市民屋内温水プールは、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 市民の体力・健康づくりと競技力向上等のため施設設備を利用に供すること。
- (2) 各種水泳教室の開設及び競技会等の開催をすること。
- (3) スポーツによる健康の保持・増進について、スポーツ医事相談を実施すること。
- (4) スポーツ・レクリエーション等に関する指導者の講習会・研修会等の開催に關すること。
- (5) 身体障害者の機能回復訓練及びレクリエーションに關すること。
- (6) 老人及び婦人等の福祉の増進，文化教養の向上並びにレクリエーションに關すること。
- (7) 個人利用及びクラブ活動のための施設及び設備の利用に關すること。

(8) その他目的達成のため必要と認める事業

(指定管理者による管理等)

第4条 プールの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(1) プールの利用の許可に関する業務

(2) プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他プールの管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第5条 プールの指定管理者の指定を受けようとするものは、プールの事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画によるプールの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容がプールの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が別に定める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第8条、第9条、第11条及び第15条から第17条までに規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) プールの管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
 - (3) プールの管理に係る経費の収支状況
 - (4) その他規則で定める事項
- (利用の許可)

第8条 プールを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、プールの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他プールの管理上支障があると認められるとき。

(目的外の利用禁止等)

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外にプールを利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の禁止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって利用許可を受けたとき。
- (3) 第9条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の処分により、利用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負

わない。

(利用料金の納入)

第12条 利用者は、指定管理者にプールの利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第13条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消しがあった場合における使用料の取扱い)

第14条 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第12条第2項の規定により定められた額をプールの使用料として市に納付しなければならない。

2 第12条第1項の規定は、前項の使用料について準用する。

(特別の設備の設置)

第15条 利用者は、特別の設備等を設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備等の設置を義務付けることができる。

(入場の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれのある者
- (4) その他規則で定める者

(行為の制限)

第17条 プールにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為
 - (2) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (利用者の禁止行為)

第18条 プール内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定の場所以外で喫煙又は飲食すること。
- (2) 指定の場所以外に自動車等車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (3) その他市長が禁止したこと。

(原状回復義務)

第19条 利用者は、プールの使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第20条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりプールの施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 岡山市立市民屋内温水プール条例（昭和54年市条例第20号。以下「旧市民屋内温水プール条例」という。）
 - (2) 岡山市東山プール条例（昭和37年市条例第26号。以下「旧東山プール条例」という。）
- 3 この条例の施行の際現に旧市民屋内温水プール条例第14条及び旧東山プール条例第13条の規定により行われている管理の委託については、地方自治法の一部を改正する

法律（平成１５年法律第８１号）附則第２条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

４ この条例の規定にかかわらず、前項の規定によりなお従前の例によることとされる管理の委託が継続している間、プールに係る使用料の取扱いについては、それぞれ旧市民屋内温水プール条例及び旧東山プール条例の例による。

５ この条例の施行前に旧市民屋内温水プール条例及び旧東山プール条例に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成２０年市条例第７１号）抄

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年市条例第１９号）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２ 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２７年市条例第８号）抄

（施行期日）

１ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

５ この条例の施行前にこの条例による改正前の岡山市スポーツ推進審議会条例、岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の岡山市スポーツ推進審議会条例、岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成３１年市条例第１３号）

１ この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

２ 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金で、

同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表（第 12 条関係）

1 岡山市立市民屋内温水プール

（1） プール使用料

区分			使用料
一般	個人	大人	1 人 1 回につき 5 7 6 円
		中学生及び高校生	1 人 1 回につき 3 4 6 円
		小学生以下	1 人 1 回につき 2 3 1 円
	入場回数券	大人	1 人 1 1 回につき 5, 7 6 0 円
		中学生及び高校生	1 人 1 1 回につき 3, 4 6 0 円
		小学生以下	1 人 1 1 回につき 2, 3 1 0 円
	団体	5 0 人以上	所定料金の 1 割引
		1 0 0 人以上	所定料金の 2 割引
		3 0 0 人以上	所定料金の 3 割引
専用	平日	本プール	午前 9 時から正午まで 2 6, 5 0 5 円
			午後 1 時から午後 5 時まで 3 4, 5 7 1 円
			午前 9 時から午後 5 時まで 6 1, 0 7 6 円
		補助プール	午前 9 時から正午まで 8, 0 6 7 円
			午後 1 時から午後 5 時まで 1 1, 5 2 4 円
			午前 9 時から午後 5 時まで 1 9, 5 9 1 円
		コース	1 コース 1 時間につき 6 9 1 円
	日曜日・休日	平日料金の 2 割増	

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 専用して使用する場合は、専用使用料に一般使用料を加えたものとする。

3 補助プールを水深１１０センチメートルで専用して使用する場合は、これに要する費用の範囲で市長が別に定める額とする。

4 使用料に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 施設使用料

使用区分 室名	午前１０時から 正午まで	午後１時から午 後５時まで	午後６時から午 後８時まで	全日（午前１０時から 午後８時まで）
和室（１）	７３３円	１，４６７円	７３３円	２，５１４円
和室（２）	７３３円	１，４６７円	７３３円	２，５１４円
和室（３）	５２４円	１，０４８円	５２４円	１，７８２円
第１会議室	７３３円	１，４６７円	７３３円	２，５１４円
第２会議室	１，０４８円	２，０９５円	１，０４８円	３，５６２円
トレーニング室	１人１回２時間につき ２１０円			

備考 冷暖房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲で市長が別に定める額を徴収する。

(3) 器具使用料

区分	単位	使用料
コインロッカー	１個	１０５円
自動計測器（タッチパン）	１式	８，９０５円
放送設備	１式	２，０９５円
ストップウォッチ	１個	１０５円
机	１脚	１５７円
椅子	１脚	５２円
ハンドマイク	１本	１５７円
コースロープ（２５メートル用）	１本	２６２円
コースロープ（５０メートル用）	１本	５２４円

2 岡山市東山プール

(1) プール使用料

区分			使用料
一般	個人	大人	1人1回につき 210円
		中学生及び高校生	1人1回につき 157円
		小学生以下	1人1回につき 105円
	入場回数券	大人	1人11回につき 2,095円
		中学生及び高校生	1人11回につき 1,571円
		小学生以下	1人11回につき 1,048円
	団体	50人以上	所定料金の1割引
		100人以上	所定料金の2割引
		300人以上	所定料金の3割引
専用	平日		午前 15,505円
			午後 31,010円
			全日 46,514円
	日曜日・休日		平日料金の2割増

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 専用して使用する場合の使用料は、専用使用料に一般使用料を加えたものとする。
- 水位を通常水位より上げて専用して使用する場合、前項の規定により算定した使用料に午前にあつては3,667円、午後にあつては7,333円、全日にあつては11,000円をそれぞれ加えたものとする。
- 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 設備等使用料

区分	単位	使用料
競技器具	1式	2,305円
水球器具	1式	7,124円
放送設備	1式	1,048円
ストップウォッチ	1個	105円

ハンドマイク	1 個	1 5 7 円
テント	1 張	7 8 6 円
椅子	1 脚	5 2 円
机	1 脚	1 5 7 円
コインロッカー	1 個	1 0 5 円

○岡山市民プール条例施行規則

平成 27 年 3 月 24 日

市規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡山市民プール条例（平成 17 年市条例第 100 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第 2 条 市長は、条例第 4 条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定期間
- (3) 選定基準
- (4) 施設の管理基準、業務の範囲等指定管理者が行うべき事務の内容
- (5) その他市長が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第 5 条第 1 項に規定するその他規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人その他の団体の経営状況を明らかにする書類
- (3) 法人にあっては、法人登記簿の登記事項証明書又は登記簿謄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書の提出)

第 4 条 条例第 7 条第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自主事業に係る収支状況
- (2) 利用料金の減免及び還付の状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 月間の施設利用者数
- (2) 月間の利用料金の収入、減免及び還付の状況
- (3) 実施した事業の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(岡山市立市民屋内温水プールの利用時間等)

第5条 岡山市立市民屋内温水プール（以下「市民屋内温水プール」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとし、各施設の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに7月及び8月

施設名	利用時間
プール	午前10時から午後8時30分まで
トレーニング室	午前10時から午後8時30分まで
会議室	午前10時から午後8時まで

- (2) 前号に掲げる日以外の日

施設名	利用時間
プール	午後1時から午後8時30分まで
トレーニング室	午前10時から午後8時30分まで
会議室	午前10時から午後8時まで

2 市民屋内温水プールの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 水曜日及び毎月の第4火曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 岡南環境センター焼却炉等の定期検査に伴う日
- (4) プール整理等のために市長が必要と認める日

(岡山市東山プールの利用時間等)

第6条 岡山市東山プール（以下「東山プール」という。）の開場期間及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

開場期間	利用時間
7月20日から8月25日まで	午前10時から午後6時まで

（利用の手続）

第7条 条例第8条の規定により、プールを利用しようとするものは、市民屋内温水プールにあっては岡山市立市民屋内温水プール利用許可申請書（様式第2号）を、東山プールにあっては岡山市東山プール利用許可申請書（様式第3号）を市長に提出して許可を受けなければならない。

2 市長は、許可の申請に係る事項について支障がないと認める場合には、申請者に対し、市民屋内温水プールにあっては岡山市立市民屋内温水プール利用許可書（様式第4号）を、東山プールにあっては岡山市東山プール利用許可書（様式第5号）を交付するものとする。

3 次の表に掲げるプール施設について、個人が使用しようとするときは、同表に掲げる利用券の交付を受けることによって前2項に定める手続に代えるものとする。

プール施設	利用券の種類
市民屋内温水プール	様式第6号
	様式第7号
市民屋内温水プール トレーニング室	様式第8号
東山プール	様式第9号
	様式第10号

（入場の制限）

第8条 条例第16条第4号に規定する規則で定める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 6歳未満の幼児で18歳以上の付添人がないもの
- （2） 6歳未満の幼児3人以上を伴う者
- （3） 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他施設の管理上支障を及ぼすおそれがあると認める者

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、プールの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の岡山市民プール条例施行規則（平成17年市教育委員会規則第4号。以下「旧規則」という。）第7条第3項の規定により交付されている市民屋内温水プール入場回数券及び東山プール入場回数券は、この規則第7条第3項の規定により交付された市民屋内温水プール入場回数券及び東山プール入場回数券とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行前に旧規則の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この規則の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和4年市規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

指定管理者指定申請書			
年 月 日			
(申請先) 岡山市長 様			
の指定管理者の指定を受けたいので、岡山市民プール条例第5条第1項の規定により、申請します。			
申 請 者	法 人 (団 体) 名 称		
	代 表 者 名	印	
	所 在 地		
	連 絡 先	担 当 者 名	
		電 話 番 号	
会社概要・経営方針			
同種施設の経営実績	施設名	所在地	管理開始年月日
	①	①	①
	②	②	②
	③	③	③
申 請 理 由			

様式第 2 号(第 7 条関係)

岡山市立市民屋内温水プール利用許可申請書					
年 月 日					
岡山市長 様					
住所					
申請者団体名					
代表者氏名					
(電話)					
岡山市民プール条例第8条の規定に基づき、下記のとおり市民屋内温水プールの利用許可を申請します。					
記					
利 用 の 目 的					
利 用 の 日 時		年 月 日 曜日	午 時 分から	午 時 分から	
施 設 名		第1会議室 第2会議室 和室(1) 和室(2) 和室(3) トレーニング室 プール 器具			
人 員		名			
暖冷房利用の有無		有 無			
※ 利 用 料 金		室	暖冷房装置	プール	器具 合計
※ 備 考		許可条件		受付	許可
					第 号

※印欄は記入しないでください。

第 号

岡山市東山プール利用許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

住所
 申請者団体名
 代表者氏名

(電話)

岡山市民プール条例第8条の規定に基づき、下記のとおり東山プールの利用許可を申請します。

記

1 利 用 目 的					
2 利 用 人 数					
3 利 用 日 時 及 利 用 区 分	利 用 日 時				利 用 区 分
	年	月	日	時から 時まで	50mプール 幼児用プール
	年	月	日	時から 時まで	50mプール 幼児用プール
	年	月	日	時から 時まで	50mプール 幼児用プール
	年	月	日	時から 時まで	50mプール 幼児用プール
	年	月	日	時から 時まで	50mプール 幼児用プール
4 ※利用料金	(器具利用料				円 円)
5 ※その他 参考事項					

※印欄は記入しないでください。

様式第 4 号(第 7 条関係)

岡山市立市民屋内温水プール利用許可書			
許可第 年 月 日 号			
様			
下記のとおり利用を許可します。			
岡山市長 印			
記			
利 用 の 目 的			
利 用 の 日 時	年 月 日 曜日	午 時 分から 午 時 分から	
施 設 名		人員	暖冷房利用の有 無
許 可 条 件			利用料金 円 年 月 日

様式第 5 号(第 7 条関係)

許可第 号		
岡山市東山プール利用許可書		
年 月 日		
申 請 者		
様		
岡山市長 印		
年 月 日付けで申請のあった施設利用については、岡山市民プール条例第8条の規定により、下記のとおり許可します。		
記		
1 利 用 目 的		
2 利 用 人 数		
3 利 用 日 時 及 利 用 区 分	利 用 日 時	利 用 区 分
	年 月 日 時から 時まで	50mプ ール 幼児用プール
	年 月 日 時から 時まで	50mプ ール 幼児用プール
	年 月 日 時から 時まで	50mプ ール 幼児用プール
	年 月 日 時から 時まで	50mプ ール 幼児用プール
	年 月 日 時から 時まで	50mプ ール 幼児用プール
4 ※利用料金	(器具利用料 円 円)	
5 ※ そ の 他 参 考 事 項		

様式第 6 号(第 7 条関係)

市民屋内温水プール入場券 大人 円	市民屋内温水プール入場券 中・高校生 円	市民屋内温水プール入場券 小学生以下 円
(使用上の注意) 1 入場の際に係員に渡して下さい。 2 1人1回当日限り有効です。	(使用上の注意) 1 入場の際に係員に渡して下さい。 2 1人1回当日限り有効です。	(使用上の注意) 1 入場の際に係員に渡して下さい。 2 1人1回当日限り有効です。

様式第 7 号(第 7 条関係)

No. 市民屋内温水プール 入場回数券 大人用 11回 円 年 月 日		No. 市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生用 11回 円 年 月 日		No. 市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下用 11回 円 年 月 日	
(注意) この回数券発行後の 払い戻しはいたしません。		(注意) この回数券発行後の 払い戻しはいたしません。		(注意) この回数券発行後の 払い戻しはいたしません。	
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (11)		市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (11)		市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (11)	
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (10)		市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (10)		市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (10)	
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (9)		市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (9)		市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (9)	
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (8)		市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (8)		市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (8)	
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (7)		市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (7)		市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (7)	
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (6)		市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (6)		市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (6)	

市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (5)	市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (5)	市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (5)
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (4)	市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (4)	市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (4)
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (3)	市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (3)	市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (3)
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (2)	市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (2)	市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (2)
市民屋内温水プール 入場回数券 大人1人1回 (1)	市民屋内温水プール 入場回数券 中・高校生1人1回 (1)	市民屋内温水プール 入場回数券 小学生以下1人1回 (1)

様式第 8 号(第 7 条関係)

市民屋内温水プール
トレーニング室利用券

円

(使用上の注意)

- 1 入場の際に係員に渡して下さい。
- 2 高校生以上の人しか利用できません。
中学生以下の人, 付き添いの人のトレーニング室への入室はできません。
- 3 1人1回2時間当日限り有効です。

様式第 9 号(第 7 条関係)

東山プール入場券 大人円 (使用上の注意) 1 入場の際に係員に渡して下さい。 2 1人1回当日限り有効です。	東山プール入場券 中・高校生円 (使用上の注意) 1 入場の際に係員に渡して下さい。 2 1人1回当日限り有効です。	東山プール入場券 小学生以下円 (使用上の注意) 1 入場の際に係員に渡して下さい。 2 1人1回当日限り有効です。
--	---	---

様式第 10 号(第 7 条関係)

No. 東山プール 入場回数券 大人用 11回 円 年 月 日まで有効 年 月 日			No. 東山プール 入場回数券 中・高校生用 11回 円 年 月 日まで有効 年 月 日			No. 東山プール 入場回数券 小人用 11回 円 年 月 日まで有効 年 月 日		
注意 1 この回数券発行後の払戻しはいたしません。 2 この回数券は入場前に切り離すと無効です。			注意 1 この回数券発行後の払戻しはいたしません。 2 この回数券は入場前に切り離すと無効です。			注意 1 この回数券発行後の払戻しはいたしません。 2 この回数券は入場前に切り離すと無効です。		
東山プール入場券 大人1人1回(11)			東山プール入場券 中・高校生1人1回(11)			東山プール入場券 小人1人1回(11)		
東山プール入場券 大人1人1回(10)			東山プール入場券 中・高校生1人1回(10)			東山プール入場券 小人1人1回(10)		
東山プール入場券 大人1人1回(9)			東山プール入場券 中・高校生1人1回(9)			東山プール入場券 小人1人1回(9)		
東山プール入場券 大人1人1回(8)			東山プール入場券 中・高校生1人1回(8)			東山プール入場券 小人1人1回(8)		
東山プール入場券 大人1人1回(7)			東山プール入場券 中・高校生1人1回(7)			東山プール入場券 小人1人1回(7)		

東山プール入場券 大人1人1回(6)	東山プール入場券 中・高校生1人1回(6)	東山プール入場券 小人1人1回(6)
東山プール入場券 大人1人1回(5)	東山プール入場券 中・高校生1人1回(5)	東山プール入場券 小人1人1回(5)
東山プール入場券 大人1人1回(4)	東山プール入場券 中・高校生1人1回(4)	東山プール入場券 小人1人1回(4)
東山プール入場券 大人1人1回(3)	東山プール入場券 中・高校生1人1回(3)	東山プール入場券 小人1人1回(3)
東山プール入場券 大人1人1回(2)	東山プール入場券 中・高校生1人1回(2)	東山プール入場券 小人1人1回(2)
東山プール入場券 大人1人1回(1)	東山プール入場券 中・高校生1人1回(1)	東山プール入場券 小人1人1回(1)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

様式第 9 号 (第 7 条関係)

様式第 1 0 号 (第 7 条関係)

収支一覧表(過去3年度分)

(単位:円/税込)

	科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支出	人件費	44,082,709	42,853,276	43,178,747
	水道光熱費	35,904,426	35,554,750	35,518,768
	役務費	4,630,673	5,916,923	5,880,643
	委託料	19,701,140	20,017,390	20,073,490
	原材料費	1,879,617	1,905,245	1,505,771
	備品購入費	504,000	683,345	551,461
	公課費	17,300	14,900	13,929
	雑費	401,957	252,959	277,827
	修繕費	2,654,698	2,899,118	2,972,427
	雑損失	1,450	5,320	0
	支出合計(A)	109,777,970	110,103,226	109,973,063
収入	利用料金			
	プール・トレーニング室	19,596,390	21,959,960	22,041,850
	コインロッカー収入	2,327,850	3,158,600	3,501,500
	和室	103,509	120,276	74,172
	会議室	79,201	98,590	83,151
	団体売上収入	960,263	1,727,510	1,629,988
	ボイラー運転管理費	3,879,150	4,881,195	6,270,000
	自主事業からの繰入金	27,328,672	30,499,130	30,715,850
	収入合計(B)	54,275,035	62,445,261	64,316,511
	(B) - (A) = (C)	-55,502,935	-47,657,965	-45,656,552
	指定管理料(D)	59,300,000	53,500,000	53,500,000
	(C) + (D)	3,797,065	5,842,035	7,843,448

利用状況表(過去3年度分)

●岡山市立市民屋内温水プール

(単位:人)

施設利用	施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	3か年平均
	温水プール	93,473	101,610	104,541	99,875
	トレーニング室	29,346	34,945	37,131	33,807
	和室	468	486	504	486
	会議室	338	501	706	515
	合計	123,625	137,542	142,882	134,683

●岡山市東山プール

(単位:人)

施設利用	施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	3か年平均
	プール	8,285	9,514	9,667	9,155
	合計	8,285	9,514	9,667	9,155

委託業務一覧表(令和7年度)

●岡山市立市民屋内温水プール

委託内容	契約期間等	備考
総合設備管理業務	令和7年4月1日～令和8年3月31日	岡山市東山プール含む (消防設備等点検業務)
警備業務	令和7年4月1日～令和8年3月31日	岡山市東山プール含む
清掃業務	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
講師派遣業務	令和7年3月1日～令和8年2月28日	
事業系一般廃棄物収集運搬業務	令和7年1月1日～令和7年12月31日	
自動扉開閉装置保守業務	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
エレベーター保守点検業務	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
害虫駆除業務	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
水質検査業務	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
プールろ過機点検洗浄業務	2回実施／年	
簡易水道検査業務	1回実施／年	
競泳用自動審判時計装置点検業務	1回実施／年	岡山市東山プール含む
ボイラー点検業務	2回実施／年	

●岡山市東山プール

委託内容	契約期間等	備考
東山プールオープン前清掃業務	令和7年7月実施	
東山プール保守点検業務	令和7年7月～8月実施	

光熱水費実績一覧表（過去3年度分）

（単位：円／税込）

費目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	3ヶ年平均
市民屋内温水プール 水道光熱費	32,549,266	32,388,128	31,498,198	32,145,197
東山プール 水道光熱費	3,355,160	3,166,622	4,020,570	3,514,117
計	35,904,426	35,554,750	35,518,768	35,659,315

修繕実績一覧表(過去3年度分)

(税込)

<令和4年度>		<令和5年度>		<令和6年度>	
内 容	金額	内 容	金額	内 容	金額
ろ過機(50mプール3号機)エレメント分解脱着処理	¥231,000	ろ過機(50mプール3号機)エレメント分解脱着処理	¥231,000	ろ過機(50mプール3号機)エレメント分解脱着処理	¥238,700
ろ過機(50mプール3号機)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(50mプール3号機)ろ布テントロン交換10枚	¥96,800	ろ過機(50mプール3号機)ろ布テントロン交換10枚	¥88,000
ろ過機(児童プール)エレメント分解脱着処理	¥187,000	ろ過機(児童プール)エレメント分解脱着処理	¥187,000	ろ過機(児童プール)エレメント分解脱着処理	¥187,000
ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
ボルト、ナット、ネジ	¥3,368	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
クロストレーナー2台修理	¥107,140	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
50mレーンロープワイヤー修理交換	¥20,900	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
更衣室窓ガラス破損修理	¥49,500	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
手洗い場破損修理	¥35,200	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
シヨルダープレスマシンシート修理	¥9,900	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
清掃用水洗水漏れ修理	¥45,100	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
天井ファンコイル水漏れ修理	¥49,500	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
クロストレーナー修理	¥24,420	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
リカンベントバイク部品交換	¥1,375	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
リカンベントバイクベダル根元修理	¥47,025	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
配管・計器取替修繕	¥66,330	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
シーテッドロー、レッグエクステンション部品修理交換	¥31,460	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
女性シャワー2か所 修繕交換	¥294,800	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
オーバーフロー配管つまり修繕	¥116,600	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
給水管水漏れ修繕	¥30,580	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
更衣室廊下コンセント修理	¥913	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
プール階段溶接修理	¥12,287	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
ベンチプレスワイヤー修理	¥24,200	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
給湯ポンプフランジ水漏れ修繕	¥38,500	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
マシンシート交換修理(腹筋・内外転)	¥56,540	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
配管洗浄作業(洋式トイレつまり)	¥33,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
各所コンセント交換修理	¥25,300	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
ろ過機(50mプール1号)エレメント分解脱着修理	¥231,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
ろ過機(50mプール1号)ろ布テントロン交換11枚	¥96,800	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
ろ過機(50mプール1号)エレメント分解脱着修理	¥231,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
ろ過機(50mプール1号)ろ布テントロン交換8枚	¥70,400	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
自動ドア連結ベルト取替修繕	¥6,600	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
自動ドア従動プリー取替修繕	¥17,600	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
幼児プール壁補修	¥118,800	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
フラッシュバルブ修繕工事	¥61,050	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
排水弁更新工事	¥158,950	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
消防設備不良箇所修理	¥32,560	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換5枚	¥44,000	ろ過機(児童プール)ろ布テントロン交換6枚	¥52,800
計	¥2,654,698	計	¥2,899,118	計	¥2,972,427

支出予算費目一覧

区分	費目	内容等
人件費	報酬	外部講師等指導報酬
	給料	正規社員等給料等
	職員手当等	扶養・通勤・賞与・児童・その他諸手当等
	法定福利費	年金・健保・雇用保険・労災保険等
	福利厚生費	健康診断等
	報償費	講演会・研修会等謝礼金
	旅費	移動費・駐車場代・出張旅費等
交際費	交際費	接待交際費
需用費	消耗品費 ※取得金額5万円未満(税込)	施設用消耗品(電球・トイレトペーパー・洗剤等)・事務用品(用紙・文房具等)・新聞雑誌等
	燃料費	ガソリン・灯油等
	食糧費	会議・接待用等の茶菓子代、弁当代等
	印刷製本費	施設パンフレット・ポスター等の印刷製本代等
	光熱水費	電気・都市ガス・水道等の使用料
	修繕料	施設・設備・備品等の修繕費
役務費	通信運搬費	郵便料(切手代等)・電話料・運搬料(運送、荷造料)等
	広告料	新聞雑誌等の広告宣伝費
	手数料	各種検査等手数料
	保険料	賠償責任・傷害保険・車両任意保険料等
委託料	委託料	施設警備・清掃・保守点検等委託料
使用料・賃借料	使用料・賃借料	テレビ受信料・機械器具等借上料等
原材料費	原材料費	原材料購入費
備品購入費	事業用器具費 ※取得金額5万円以上(税込)	施設備品購入費
負担金	負担金	各種負担金(研修受講・県協会等)
公課費	公課費	消費税・印紙税・自動車重量税等
賠償金	賠償金	慰謝料・示談金・見舞金等
雑費	雑費	振込手数料等

現 料 金 表

【利用料金】

1 岡山市立市民屋内温水プール

(1) プール使用料

区分			使用料	
一般	個人	大人	1 人 1 回につき 5 7 0 円	
		中学生及び高校生	1 人 1 回につき 3 4 0 円	
		小学生以下	1 人 1 回につき 2 3 0 円	
	入場回数券	大人	1 人 1 1 回につき 5, 7 6 0 円	
		中学生及び高校生	1 人 1 1 回につき 3, 4 6 0 円	
		小学生以下	1 人 1 1 回につき 2, 3 1 0 円	
	団体	5 0 人以上	所定料金の 1 割引	
		1 0 0 人以上	所定料金の 2 割引	
		3 0 0 人以上	所定料金の 3 割引	
	定期券	大人	6, 9 7 0 円	
		中学生及び高校生	4, 1 6 0 円	
		小学生以下	2, 8 2 0 円	
専用	平日	本プール	午前 9 時から正午まで 2 6, 5 0 5 円	
			午後 1 時から午後 5 時まで 3 4, 5 7 1 円	
			午前 9 時から午後 5 時まで 6 1, 0 7 6 円	
		補助プール	午前 9 時から正午まで 8, 0 6 7 円	
			午後 1 時から午後 5 時まで 1 1, 5 2 4 円	
			午前 9 時から午後 5 時まで 1 9, 5 9 1 円	
		コース	1 コース 1 時間につき 6 9 1 円	
		日曜日・休日	平日料金の 2 割増	
		・専用して使用する場合の使用料は、専用使用料に一般使用料を加えたものとする。 ・利用料に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・プール利用料金の減免については、別表のとおりとする。その他、岡山市シルバーカード、精神障害者保健福祉手帳も免除とする。		

- ・プール利用料の減免については、一般の個人の利用料のみ適用で、専用の場合は適用なしとする。
- ・プール利用料の大人 570 円、高校生 340 円はトレーニング室も含まれる。
- ・レディースデー（第 2・4 火曜）、メンズデー（第 1・3 木曜）は大人入場券 500 円で販売とする。

（２） 施設使用料

使用区分 室名	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 8 時まで	全日（午前 10 時から午後 8 時まで）
和室（１）	733 円	1,467 円	733 円	2,514 円
和室（２）	733 円	1,467 円	733 円	2,514 円
和室（３）	524 円	1,048 円	524 円	1,782 円
第 1 会議室	733 円	1,467 円	733 円	2,514 円
第 2 会議室	1,048 円	2,095 円	1,048 円	3,562 円
トレーニング室	1 人 1 回 2 時間につき 210 円			

- ・冷暖房装置を使用する場合は、室料の半分の料金を徴収する。
- ・トレーニング室利用料金の減免については、別表のとおりとする。その他、岡山市シルバーカード、精神障害者保健福祉手帳も免除とする。
- ・和室・会議室の利用予約のキャンセルに係る施設使用料の取り扱いは以下の通りとする。

キャンセルの申請日	施設使用料
利用日から 7 日前まで	徴収しない。
利用日 7 日前以降から 3 日前まで	半額を徴収する。
利用日 3 日前以降	全額を徴収する。

（３） 器具使用料

区分	単位	使用料
コインロッカー	1 個	100 円
自動計測器（タッチパン）	1 式	8,905 円
放送設備	1 式	2,095 円
ストップウォッチ	1 個	105 円
机	1 脚	157 円

椅子	1 脚	5 2 円
ハンドマイク	1 本	1 5 7 円
コースロープ（2 5 メートル用）	1 本	2 6 2 円
コースロープ（5 0 メートル用）	1 本	5 2 4 円

2 岡山市東山プール

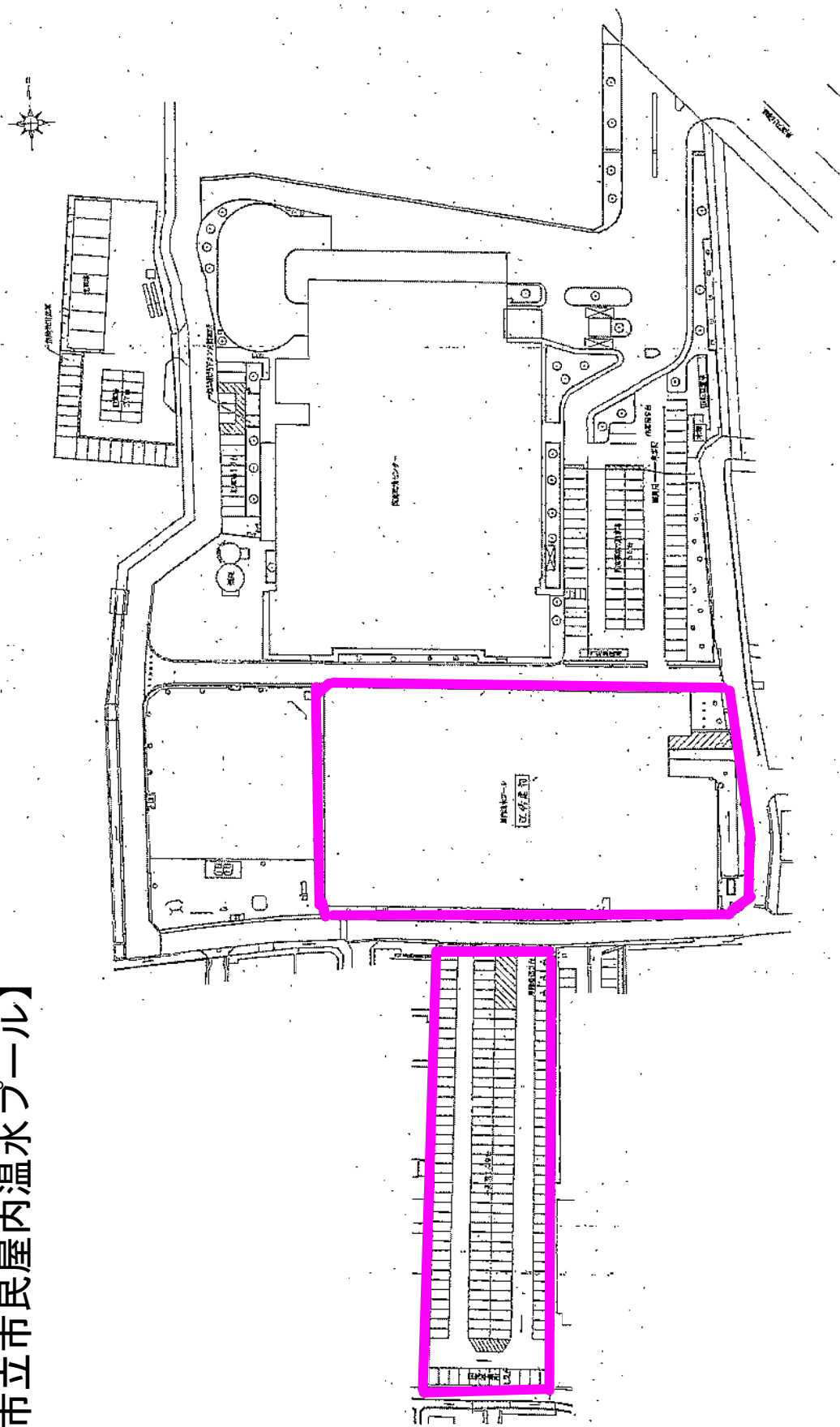
(1) プール使用料

区分			使用料
一般	個人	大人	1 人 1 回につき 2 1 0 円
		中学生及び高校生	1 人 1 回につき 1 5 0 円
		小学生以下	1 人 1 回につき 1 0 0 円
	入場回数券	大人	1 人 1 1 回につき 2, 0 9 0 円
		中学生及び高校生	1 人 1 1 回につき 1, 5 7 0 円
		小学生以下	1 人 1 1 回につき 1, 0 4 0 円
	団体	5 0 人以上	所定料金の 1 割引
		1 0 0 人以上	所定料金の 2 割引
		3 0 0 人以上	所定料金の 3 割引
専用	平日		午前 1 5, 5 0 5 円
			午後 3 1, 0 1 0 円
			全日 4 6, 5 1 4 円
	日曜日・休日		平日料金の 2 割増
・ 水位を通常水位より上げて専用して使用する場合は、前項の規定により算定した使用料に午前 3, 6 6 7 円、午後 7, 3 3 3 円、全日にあつては 1 1, 0 0 0 円をそれぞれ加えたものとする。 ・ 専用して使用する場合は、専用使用料に一般使用料を加えたものとする。 ・ 使用料に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・ プール利用料金の減免については、別表のとおりとする。その他、岡山市シルバーカード、精神障害者保健福祉手帳も免除とする。 ・ プール利用料の減免については、一般の個人の利用料のみ適用で、専用の場合は適用なしとする。			

(2) 設備等使用料

品名	単位	使用料
競技器具	1 式	2, 3 0 5 円
水球器具	1 式	7, 1 2 4 円
放送設備	1 式	1, 0 4 8 円
ストップウォッチ	1 個	1 0 5 円
ハンドマイク	1 個	1 5 7 円
テント	1 張	7 8 6 円
椅子	1 脚	5 2 円
机	1 脚	1 5 7 円
コインロッカー	1 個	1 0 0 円

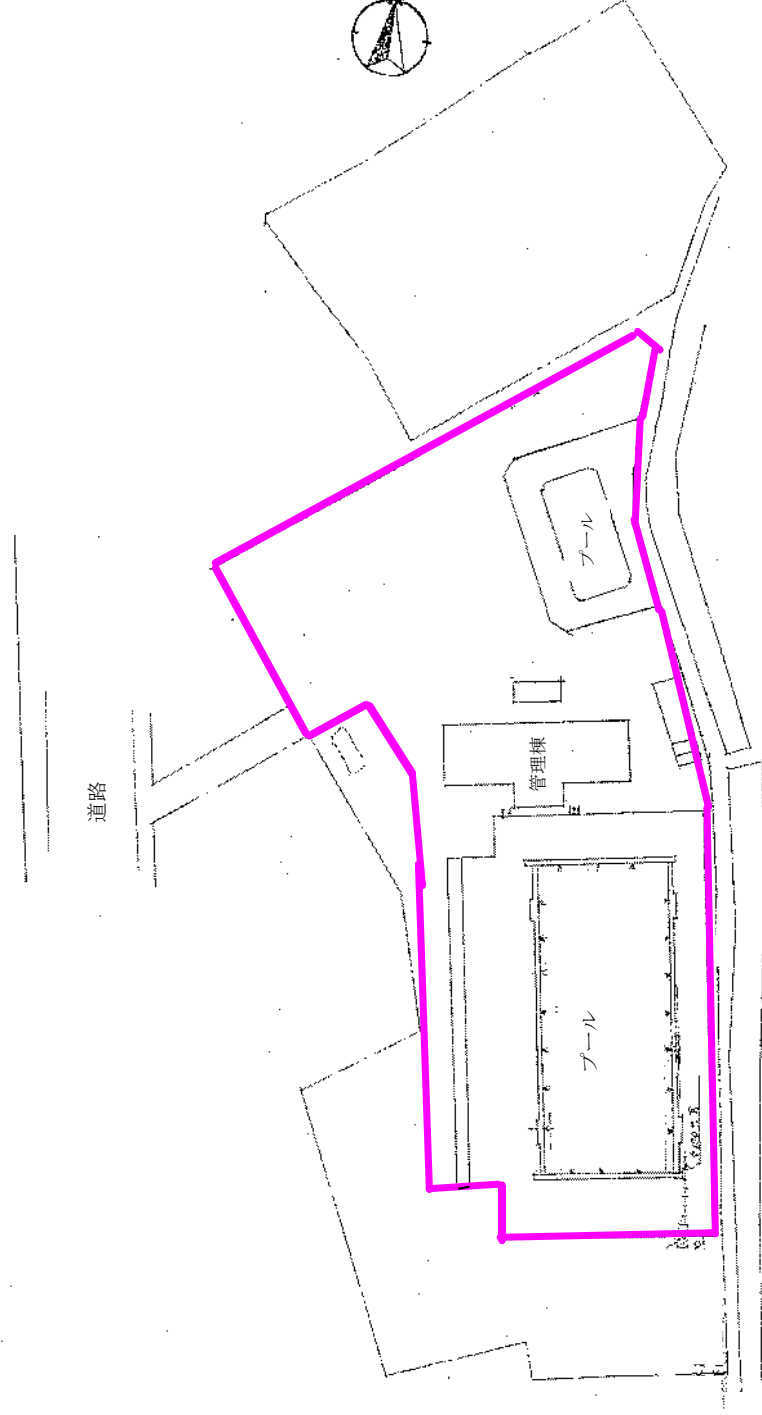
【岡山市立市民屋内温水プール】



...管理範囲



【岡山市東山プール】



管理範囲

物品台帳

物品台帳

岡山市立市民屋内温水プール

品名	年	月	日	メーカー	品番	品質	形様	購入先	数量	単位	単価	金額	備考	収納場所
備品(Ⅰ種)														
タッチプレート	R7	1	17	セイコー	特注品			山陽レیسスポーツ	10	枚	962,500	9,625,000		2Fエレベーター前
電子式スタート音発生装置	R7	1	17	セイコー	PS-1300他(ケーブル込)			山陽レイススポーツ	1	式	1,989,295	1,989,295		2F監視室
スピーカーボックス(増設用)	R7	1	17	セイコー	SP-1300			山陽レイススポーツ	3	台	172,040	516,120		2F監視室
スコアボードバッテリー	R7	1	17	セイコー	BC-90			山陽レイススポーツ	2	台	64,515	129,030		2F監視室
スコアボードケーブル	R7	1	17	セイコー	SC-50×2、SC-4×1			山陽レイススポーツ	1	式	140,250	140,250		2F監視室
レーンボックス	R7	1	17	セイコー	LB-709			山陽レイススポーツ	10	台	104,500	1,045,000		2F監視室
レーンボックス	R7	1	17	セイコー	LB-01			山陽レイススポーツ	1	台	149,600	149,600		2F監視室
プリンティングタイマー	R7	1	17	セイコー	PT-8000他			山陽レイススポーツ	1	式	2,077,570	2,077,570		2F器具庫A
スタート台	S54	10	6	セノー	審判台FA-50			山下体育社	1	台	53,000			2F器具庫A
スコアボードコントローラー	R7	1	17	セイコー	SB-5020			山陽レイススポーツ	1	台	430,100	430,100		2F器具庫B
スコアボードネームプレート	R7	1	17	セイコー	SB-5030			山陽レイススポーツ	3	枚	89,760	269,280		2F器具庫B
ウインチ式スコアボード架台	R7	1	17	セイコー	PL-04S			山陽レイススポーツ	3	台	838,695	2,516,085		2F器具庫B
スコアボード	R7	1	17	セイコー	SB-5010			山陽レイススポーツ	9	台	729,300	6,563,700		2F器具庫B
タッチプレート収納台車	R7	1	17	セイコー	TF-30			山陽レイススポーツ	2	台	393,635	787,270		※器具庫B・エレベーター前
スタート台(取付タイプ)									17	台				2F器具庫C
滑り台	S56	5	8	大久保体器	ステンレスプール用身障者用			大久保体器	1	台	495,000	495,000		2F器具庫C
水球ゴール	S54	4	5					インダ運動具店	2	台	59,500			2F器具庫C
50mコースロープ(試合用)	S54	4	5		ミツヤマ-100			ヨツバ運動具店	10	本	148,000			2F器具庫C
コースロープドラム	H2	11	13		ミツヤマ-150			ヨツバ運動具店	9	台	90,640			2F器具庫C
耐火金庫	S56	2	7	ウチダ	T-18型			三協商会	1	台	81,000	81,000		2F事務所
コインロッカー(緑)8人用	H4	11	20	ワコー	DC-248			サンエス事務機	18	台	60,083			2Fプール更衣室
清掃ロボット(水中)	R3	9	15	ドルフィン	Maytronics Royal-50			(有)竹波運動具店	1	台	510,400	510,400		2Fプールサイド(50m)・検閲室
監視台(大)	S54	3	31		座下2100ステンレス			フジタスポーツ設備	1	台	145,000			2Fプールサイド(50m)・検閲室
ビート板 棚	S54	4	5		アルミ100×145×40			インダ運動具店	2	台	67,500			2Fプールサイド(50m)・検閲室
25Mロープ	S54	4	5		ミツヤマ-75			ヨツバ運動具店	8	本	51,800			2Fプールサイド(50m)・検閲室
50Mロープ	S54	4	5		ミツヤマ-100			ヨツバ運動具店	7	本	148,000			2Fプールサイド(50m)・検閲室
コースロープドラム	S54	4	5		ミツヤマ-140			ヨツバ運動具店	8	台	81,000			2Fプールサイド(50m)・検閲室
ベースクロック	R6	2	1		スポーツタイマー ST-6BH他			(株)山下体育社	5	台	97,900		壁掛け1、置き型4	2Fプールサイド(50m)・検閲室
25Mロープ(選手用)	H9	6	12		JSPJPA75S 25m			岡山ヤノスポーツ	3	本	50,400			2Fプールサイド(50m)・検閲室
監視台(中)	S54	3	31		座下2100ステンレス			フジタスポーツ設備	1	台	145,000			2Fプールサイド(児童プール)
25Mロープ	S54	4	5		ミツヤマ-75			ヨツバ運動具店	2	本	51,800			2Fプールサイド(児童プール)
音響デッキ一式	H13	6	8	パナソニック	WA-H120				1	式				2F放送室
PT-8000用付属ユニット	R7	1	17	セイコー	AT-7000C			山陽レイススポーツ	1	台	326,700	326,700		2F放送室
パネル看板(壁)	H7	2	15		表示板(3分割)400×100			谷川工房	8	枚	90,022			2フロビー
机(大)	H5	1	5	クロガネ	6人用机			資生堂寄付	2	台	84,300			※トレーニング室・更衣室
靴箱(スチール)	S54	4	5	コトブキ	シューズボックス			三協商会	1	台	66,000	66,000		3Fトレーニング室通路
ダンベルラック	S54	3	31	セノー	BD40			山下体育社	1	台	130,000			3Fトレーニングルーム
バックエクステンション	H6	5	26	セノー	BK3600			山下体育社	1	台	601,520	601,520		3Fトレーニングルーム
ハイ&プリー	H7	10	6	セノー	BK330Z00				1	台				3Fトレーニングルーム
レッグカール	H4	9	29	セノー	BK3800			山下体育社	1	台	660,230	660,230		3Fトレーニングルーム
バタフライ	H3	8	15	セノー	BK3000			山下体育社	1	台	579,272	660,230		3Fトレーニングルーム
ショルダープレス	H7	10	6	セノー	BK310Z00				1	台				3Fトレーニングルーム
ベンチプレス	H3	9	7	セノー	BK3900			山下体育社	1	台	637,776	637,776		3Fトレーニングルーム
机棚	S54	3	31	ライオン	カウンター1800*450*900中型			西日本事務機	1	台	50,500			3Fトレーニングルーム
バイク(コンビ)	H3	3	31	コンビ	EX80エアロバイク			竹波運動具店	1	台	78,000	78,000		ジム内倉庫 廃棄
机	H5	1	5		6人用机			資生堂寄付	2	台	84,300			ジム内倉庫
靴箱(スチール)	S54	4	5	コトブキ	シューズボックス			三協商会	2	台	66,000	132,000		3F和室・給湯室
備品(Ⅱ種)														
パソコン・インターネット回線一式													スペック:別添仕様書参照	
トレーニング機器一式													現状の機器を確認	
入場券売機													現状の機器を確認 ※新札対応可のものとする	
備品(Ⅲ種)														
冷蔵庫				日立	MR-14J-W				1	台				2F監視室
コインソーター				KANTA	DC-9				1	台				2F事務所
冷蔵庫				シャープ	SJ-23AS				1	台				2F事務所
冷凍庫				アイリスオーヤマ	PF-A100TD-W				1	台				2F事務所
コピー機				富士ゼロックス	DocuCenter-V C2276				1	台				2F事務所
レジスター				カシオ	SR-S4000				1	台				2F事務所
コインロッカー(ピンク)8人用	H28			アルファ					45	台				2Fプール更衣室
脱水機				ハヤブサ	HSD-2-H				2	台				2Fプール更衣室
両替機				イーヤマ技研	GSC-013				1	台				2Fプール更衣室
ポリシャ				ベンギンワックス	CMP-140				3	台				2Fプールサイド(50m)・検閲室
冷水機				西山工業	MF-D51P2				1	台				2F待合室・給湯室
水素水精製機									1	台				2F待合室・給湯室
券売機				シバクラ					2	台				2フロビー
血圧計				A&D	TM-2656VPW				1	台				2フロビー
跳び箱				トーエイライ	6段				1	枚				3Fスタジオ前倉庫
パソコン									1	台				3Fスタジオ前倉庫
洗濯機				日立	NW-KB55				1	台				※トレーニングルーム奥・シャワー室
ロッカー(6人用)				ブラス					6	台				3Fトレーニングルーム更衣室
ロッカー(8人用)				アルファ					1	台				3Fトレーニングルーム更衣室
エアロバイク				ライフフィットネス	95cl				3	台				3Fトレーニングルーム更衣室
エアロバイク				STAR TRAC	9-3140-KJPNO				2	台				3Fトレーニングルーム
エアロバイク				マトリックス	U1X-01				1	台				3Fトレーニングルーム更衣室
リカンベントバイク				ライフフィットネス	95R				2	台				3Fトレーニングルーム更衣室
トレッドミル				マトリックス	T3x				4	台				3Fトレーニングルーム
トレッドミル				マトリックス	T-ES-F				2	台				3Fトレーニングルーム
クロストレーナー				ライフフィットネス	93x				2	台				3Fトレーニングルーム
レッグプレス/カーフプレス				マトリックス	VS-S70H.BBK				1	台				3Fトレーニングルーム
レッグエクステンション				マトリックス	VS-S71H.BBK				1	台				3Fトレーニングルーム
シーテッドロー				マトリックス	VS-S34H.BBK				1	台				3Fトレーニングルーム
ラットアルダウン				マトリックス	VS-S331H.BBK				1	台				3Fトレーニングルーム
チェストプレス				マトリックス	VS-S13H.BBK				1	台				3Fトレーニングルーム
トルソーローテーション				CYBEX	11190-91				1	台				3Fトレーニングルーム
ケーブルクロス				ダイナフォース	SQW-031				1	台				3Fトレーニングルーム
バックExベンチ				セノー	BN5300				1	台				3Fトレーニングルーム
腹筋台				ユニバーサル	EN11198/97622				1	台				3Fトレーニングルーム
冷蔵庫				日立	R22RYK				1	台				3F和室・給湯室
消耗品														
ベンチ(黄)	H6	6	30	ニチエス	AD-2黄トップ			西日本事務機	1	脚	38,007			1F機械室通路
ベンチ(銀)									5	脚				1F機械室通路
長机(脚長)									2	台				2F監視室
パイプ椅子									4	脚				2F監視室
靴箱(スチール)				Tocghi	F0588-25				1	台				2F監視室
机									3	台				2F監視室
ロッカー(6人用)				トーヨー					2	台				2F監視室
ロッカー(8人用)				クマヒラ					1	台				2F監視室
ロッカー(2人用)									1	台				2F監視室
棚	S54	4	5	ウチダ					2	台				2F監視室
棚(ガラス)	S54	12	11	ウチダ				三協商会	1	台	11,000	11,000		2F監視室
バーテーション				ダスキ					3	台				2F監視室
台(丸)									1	台				2F監視室
台(四角)									1	台				2F監視室

棚	S54	4	5	プラス	11-479 1864M		2	台	33,000			2F器具庫A
表彰台							1	台				2F器具庫A
玉入れカゴ	H15	3	18		C型FS-GCディスクゴール	栄光スポーツ	4	台	31,500			2F器具庫A
5mフック							4	本				2F器具庫A
棚(スチール)	S54	4	5			西日本事務機	4	台	33,000			2F器具庫B
カゴ(スチール)							1	台				2F器具庫B
棚	S54	4	5	プラス	11-479 1864M		2	台	33,000			2F器具庫C
水球コースロープ							2	本				2F器具庫C
カゴ(鉄製)							1	台				2F器具庫C
旧ビート板ラック							1	台				2F器具庫C
赤台	S58	8	20		ブルーフロアー	インダ運動具店	20	台	33,300			2F器具庫C
机				トーヨー			1	台				2F会議室(ガラス窓)
パイプ椅子							1	脚				2F会議室(ガラス窓)
ロッカー(6人用)							1	台				2F会議室(講師控室)
コインロッカー							1	台				2F会議室(講師控室)
長机(脚長)							1	台				2F会議室(講師控室)
壁時計(固定)				セイコー	固定式		1	台				2F会議室(講師控室)
パイプ椅子							2	脚				2F会議室(講師控室)
電話(内線専用)				OKI	パロルB II		1	台				2F会議室(講師控室)
電話台				プラス			1	台				2F会議室(講師控室)
ソファ(黒)							2	脚				2F会議室(講師控室)
机(短)	S54	3	31	トーヨー		西日本事務機	8	台	13,500			2F事務所
椅子	S54	4	5				1	脚	16,500	16,500		2F事務所
棚(正方形)	S54	4	5	ウチダ			9	台	33,000			2F事務所
ロッカー(2人用)							1	台				2F事務所
机(長)	S54	3	31	トーヨー		西日本事務機	3	台	25,000			2F事務所
棚(ガラス)	S54	12	11	ウチダ		三協商会	1	台	11,000	11,000		2F事務所
棚(扉なし)	S55	11	28	ウチダ		三協商会	3	台	11,000	11,000		2F事務所
棚(上部木目)				トーヨー			1	台				2F事務所
棚(長)							1	台				2F事務所
キーボックス				プラス			1	台				2F事務所
ホワイトボード	S54	3	31			西日本事務機	2	台	31,500			2F事務所
電話				OKI	DI2092MKT		7	台				2F事務所
棚(引き出し)							4	台				2F事務所
パイプ椅子							9	脚			男性2・女性7	2Fプール更衣室
立て看板							1	枚				2Fプール更衣室
ホワイトボード	S54	3	31	ライオン	ホーロホワイト	西日本事務機	1	枚	31,500			2Fプール更衣室
壁時計(固定)				セイコー	固定式		1	台				2Fプール更衣室
黄色ベンチ	H6	6	30	ニチエス	AD-2黄トップ	西日本事務機	17	脚	38,007			2Fプール更衣室
シルバーベンチ							14	脚				2Fプールサイド(50m)・採暖室
赤台	S58	8	20		ブルーフロアー	インダ運動具店	11	台	33,300			2Fプールサイド(50m)・採暖室
監視台(小)	H5	6	30		ミニ監視台NS-89	山下体育社	2	台	48,152			2Fプールサイド(50m)・採暖室
長机(脚長)							1	台				2Fプールサイド(50m)・採暖室
パイプ椅子							1	脚				2Fプールサイド(50m)・採暖室
血圧計				シチズン	CH-433B		1	台				2Fプールサイド(50m)・採暖室
黄色ベンチ	H6	6	30	ニチエス	AD-2黄トップ	西日本事務機	11	脚	38,007			2Fプールサイド(児童プール)
赤台	S58	8	20		ブルーフロアー	インダ運動具店	5	台	33,300			2Fプールサイド(児童プール)
監視台(小)	H5	10	28		ミニ監視台NS-89	山下体育社	1	台	48,152			2Fプールサイド(児童プール)
ビート板入れ(カゴ)							1	台				2Fプールサイド(児童プール)
仕切りロープ(10m)							1	本				2Fプールサイド(児童プール)
立て看板							1	台				2Fプールサイド(児童プール)
拡声器				パナソニック	WD-351		1	台				2Fプールサイド(児童プール)
台車							1	台				2Fプールサイド(児童プール)
机(木材)							2	台				2F放送室
ソファ							3	脚				2F放送室
椅子	S54	4	5				1	脚	16,500	16,500		2F放送室
ロッカー(2人用)							2	台				2F放送室
ロッカー(3人用)							1	台				2F放送室
棚(正方形)	S54	4	5				1	台	33,000			2F放送室
マイク	H13	6	8	パナソニック	WM-451		1	本				2F放送室
スタンド	H13	6	8	パナソニック			1	本				2F放送室
ベンチ(黒)	H7	12	5	コクヨ	CN-27DNN		2	脚	47,895			2F待合室・給湯室
テーブル(四角)				プラス			2	台				2F待合室・給湯室
ガスコンロ				パロマ	PA-1SH		1	台				2F待合室・給湯室
給湯器				ハーマン	YR534D		1	台				2F待合室・給湯室
パイプ椅子							1	脚				2F待合室・給湯室
台(キャスター付)							1	台				2F待合室・給湯室
棚							1	台				2F待合室・給湯室
長机(脚長)							7	台				2フロビー
黒板							1	枚				2フロビー
椅子							8	脚				2フロビー
車いす	H19	7	13		NA-101E		1	台	40,000	40,000		2フロビー
掲示板(緑)							3	枚				2フロビー
ベンチ	H7	12	5	コクヨ	CN-27DNN	アオキ事務機	6	脚	47,895			2フロビー
パーテーション							1	台				2フロビー
看板スタンド							6	台				2フロビー
テーブル(脚短)							2	台				2フロビー
傘立て					SS180P		4	台				2フロビー
ポスト					ステンレスポスト		2	台				2フロビー
吊り看板							2	枚				2フロビー
机(白)							3	台				2フロビー
壁時計				セイコー	固定式		1	台				2フロビー
机							1	台				3F観客席通路倉庫
棚(スチール)	S60	10	25			クマヒラ	2	台	20,000			3F観客席通路倉庫
パイプ椅子							18	脚				3Fスタジオ
握力計				タケイ	TKK5001		1	台				3Fスタジオ
長座体前屈				タケイ	TKK5112		1	台				3Fスタジオ
パーテーション							1	台				3Fスタジオ
電話(内線専用)				OKI	パロルB II		1	台				3Fスタジオ
靴箱(黒)							1	台				3Fスタジオ
台(木製)				竹井機器	運動用踏台		1	台				3Fスタジオ
壁時計(固定)				セイコー	固定式		1	台				3Fスタジオ
台車				三協商会	575-29		1	台	39,500			3Fスタジオ
傘立て							3	台				3Fスタジオ前倉庫
棚(スチール)	S55	7	29			西日本事務機	1	台	25,200			3Fスタジオ前倉庫
台車					ラビットカー		1	台				3Fスタジオ前倉庫
身長計							1	台				3Fスタジオ前倉庫
スプリングマット							1	枚				3Fスタジオ前倉庫
車いす				橋本義肢	NA-101E		1	台	40,000			3Fスタジオ前倉庫
長机(脚長)							6	台				3F第1会議室
パイプ椅子							18	脚				3F第1会議室
電話(内線専用)				OKI	パロルB II		1	台				3F第1会議室
ホワイトボード	S54	3	31	ライオン	ホーロホワイト	西日本事務機	1	枚	31,500			3F第1会議室
黒板消しクリーナー				ナショナル	MC-330E		1	台				3F第1会議室
黒板消し							2	個				3F第1会議室
カーテン				サンゲツ	パープル		1	枚				3F第1会議室
長机(脚長)							24	台				3F第2会議室
パイプ椅子							78	脚				3F第2会議室
電話(内線専用)				OKI	パロルB II		1	台				3F第2会議室
電話棚(ラック)				プラス			1	台				3F第2会議室
ホワイトボード	S56	2	7	コクヨ	BBR-36GWM	三協商会	1	台	37,000	37,000		3F第2会議室

壁時計(固定)			セイコー	固定式		1	台					3F第2会議室
黒板消しクリーナー			ナショナル	MC-330E		1	台					3F第2会議室
黒板消し						2	個					3F第2会議室
カーテン			サンゲツ	パープル		4	枚					3F第2会議室
ロッカー(長)						7	台					3Fトレーニング室奥・シャワー室
ロッカー(短)			プラス			1	台					3Fトレーニング室奥・シャワー室
椅子	H7	12	5	コクヨ	CN-27DNN		6	脚	47,895			3Fトレーニング室奥・シャワー室
パイプ椅子							3	脚				3Fトレーニング室奥・シャワー室
業務用扇風機	S61	3	15	スイデン	45SF-II		1	台	30,000	30,000		3Fトレーニング室奥・シャワー室
長机(折りたたみ)							2	台				3Fトレーニング室奥・シャワー室
電話(内線用)			OKI	パロルB II			2	台				3Fトレーニング室奥・シャワー室
壁時計(固定)			セイコー	固定式			1	台				3Fトレーニング室奥・シャワー室
ゴミ箱(大)							1	個				3Fトレーニング室奥・シャワー室
特撮セット							1	式				3Fトレーニング室奥・シャワー室
囲碁セット							2	式				3Fトレーニング室奥・シャワー室
パイプ椅子							2	脚				3Fトレーニング室更衣室
椅子	H14	6	27		CN-150UF64		2	脚	36,000			3Fトレーニング室更衣室
パーテーション							3	台				3Fトレーニング室更衣室
壁時計			セイコー	固定式			1	台			男子更衣室	
パイプ椅子							3	脚				3Fトレーニング室更衣室
靴箱(木製)							2	台				3Fトレーニング室通路
棚(ガラス戸)	S54	12	11				1	台	11,000	11,000		3Fトレーニング室通路
ダンベル1式	H10	6	18	セノー	BE9609		1	式	36,435			3Fトレーニングルーム
長椅子(黒)	H7	12	5	コクヨ	CN-27DNN		1	脚	47,895			3Fトレーニングルーム
長椅子(オレンジ)							1	脚				3Fトレーニングルーム
壁時計(固定)			セイコー	固定式			1	台				3Fトレーニングルーム
鏡(縦型スタンド)			ライオン				1	台				3Fトレーニングルーム
長机(脚長)							2	台				3Fトレーニングルーム
ロッカー(鍵付)			SSLOCK				1	台				3Fトレーニングルーム
パイプ椅子							3	脚			ジム内倉庫	
立て看板							2	台				3Fトレーニングルーム
椅子(黄)	H6	6	30	ニチエス	AD-2黄トップ		11	脚	38,007			3Fロビー通路→エレベーター前
パーテーション							1	台				3Fロビー通路→エレベーター前
掲示板(緑)							2	枚				3Fロビー通路→エレベーター前
館内図(パネル)							1	枚				3Fロビー通路→エレベーター前
長机							1	台				3Fロビー通路→エレベーター前
長机(脚長)			コクヨ				31	台				3F和室・給湯室
長机(脚短)			コクヨ				20	台				3F和室・給湯室
教卓			トーヨー				1	台				3F和室・給湯室
座布団							140	枚				3F和室・給湯室
ホワイトボード	S54	3	31	ライオン	ホーロホワイト		1	台	31,500			3F和室・給湯室
電話(内線専用)			OKI	パロルB II			1	台				3F和室・給湯室
電話台			プラス				1	台				3F和室・給湯室
黒板消しクリーナー			ナショナル	MC-330E			1	台				3F和室・給湯室
パイプ椅子							8	脚				3F和室・給湯室
机							3	台				3F和室・給湯室
棚(大)				4段			1	台				3F和室・給湯室
壁時計(固定)			セイコー	固定式			1	台				3F和室・給湯室
タイヤ							7	本				1F機械室通路
ベンキ							3	個				1F機械室通路
台車			浅香工業	ブラキャリールラックDXL			2	台				1F機械室通路
自転車							2	台				1F機械室通路
電子レンジ			シャープ	RE-318			1	台				2F監視室
ソファ							1	脚				2F監視室
時計				アナログ			1	台				2F監視室
靴棚							1	台				2F監視室
掃除機			アイリス				1	台				2F監視室
掃除機			2way	スティッククリーナー			1	台				2F監視室
ビート板(白)							10	枚				2F教護室(ガラス窓)
延長コード							2	本				2F教護室(ガラス窓)
電子レンジ			アイリスオーヤマ	IMB-T178W			1	台				2F事務所
棚(茶)							3	台				2F事務所
椅子							11	脚				2F事務所
食器棚			サンライン				2	台				2F事務所
壁時計				アナログ			2	台				2F事務所
扇風機			モリタ				2	台				2F事務所
ボウズリ							13	本				2F倉庫事務所隣
水切り							10	個				2F倉庫事務所隣
高圧洗浄機			ケルヒヤー				2	台				2F倉庫事務所隣
ちり取り							1	個				2F倉庫事務所隣
カゴ(脱衣用)							24	個				2Fプール更衣室
カーテン			スミノエ	W-5			30	枚			男性14・女性16	2Fプール更衣室
ベンチ(黒)							4	脚				2Fプール更衣室
ベビーベッド							2	台				2Fプール更衣室
椅子(丸)							13	脚				2Fプール更衣室
糞子(青)							24	枚				2Fプール更衣室
鏡(スタンド)							1	台				2Fプール更衣室
体重計			dretac				1	台				2Fプール更衣室
ビート板(教室用)							38	枚				2Fプールサイド(50m)・投擲室
ブルブイ							27	台				2Fプールサイド(50m)・投擲室
スードルバー							18	台				2Fプールサイド(50m)・投擲室
ジムボール							18	個				2Fプールサイド(50m)・投擲室
浮島(教室用)							4	枚				2Fプールサイド(50m)・投擲室
ヘルパー							26	個				2Fプールサイド(50m)・投擲室
ミニビート板							21	枚				2Fプールサイド(50m)・投擲室
ビート板(貸し出し用)							61	枚				2Fプールサイド(50m)・投擲室
ビート板(教室用)							44	枚				2Fプールサイド(児童プール)
ヘルパー(教室用)							44	枚				2Fプールサイド(児童プール)
ロングビート板(教室用)							4	枚				2Fプールサイド(児童プール)
浮島(教室用)							4	枚				2Fプールサイド(児童プール)
ビーチボール(大)							2	個				2Fプールサイド(児童プール)
テーブル(茶)							1	台				2F放送室
テレビ			hisense	LTDN50K310RJP			1	台				2F待合室・給湯室
ソファ			ドウシシャ	茶*2、青*1			3	脚				2F待合室・給湯室
テーブル(丸)							2	台				2F待合室・給湯室
椅子							10	脚				2F待合室・給湯室
新聞ラック							1	台				2F待合室・給湯室
マガジンラック							2	台				2F待合室・給湯室
壁時計			SALTER	アナログ			1	台				2F待合室・給湯室
ちゃぶ台							2	台				2F待合室・給湯室
椅子							4	脚				2Fロビー
冊子スタンド							2	台				2Fロビー
掲示板(コルク)							1	枚				2Fロビー
ロッカー(貴重品)							1	台				2Fロビー
ソファ							1	脚				2Fロビー
鏡(スタンド)							1	台				2Fロビー
ミニ冷蔵庫			ヤマダ	YRZ-C05G2			1	台				2Fロビー
ミニ冷蔵庫			ハイアール	JR-N40G			1	台				2Fロビー
スリッパ置き							1	台				2Fロビー
スタンド(木製)							1	台				2Fロビー
棚							4	台				2Fロビー

体温センサー計(縦型)				TOAMIT			2	台					3F観客席通路倉庫
サッシ入れ(スチール)							2	台					3F観客席通路倉庫
BOSSバランス							13	個					3Fスタジオ
ストレッチマット							32	枚					3Fスタジオ
扇風機							3	台					3Fスタジオ
マジカセデッキ							2	台					3Fスタジオ
椅子(木製)							2	脚					3Fスタジオ
鉄棒							1	台					3Fスタジオ
ミニランボリン							1	台					3Fスタジオ
ジムボール							19	個					3Fスタジオ
フラフープ							11	本					3Fスタジオ
ミニコーン							12	個					3Fスタジオ
ミニ跳び箱							1	台					3Fスタジオ
棚(木製)							2	台					3Fスタジオ
レンタルマット							11	枚					3Fスタジオ
マット							3	枚					3Fスタジオ
ロールカーテン					トーエイライト		11	枚					3Fスタジオ
体操マット							4	枚					3Fスタジオ前倉庫
棚(ステンレス)							1	台					3Fスタジオ前倉庫
踏切台					トーエイライト	ジュニア型	1	台					3Fスタジオ前倉庫
体重計(タニタ)							1	台					3Fスタジオ前倉庫
壁時計						アナログ	1	台					3F第1会議室
すのこ(緑)							1	枚					3Fトレーニング室奥・シャワー室
ランドリー(キャスター付)							3	台					3Fトレーニング室奥・シャワー室
ロッカー(木目)							2	台					3Fトレーニング室更衣室
ロッカー(100円使用)							1	台					3Fトレーニング室更衣室
鏡(縦置き)							1	台					3Fトレーニング室更衣室
靴箱(鍵付)							1	台					3Fトレーニング室通路
握力計					ZAZ		1	台				スタジオにもう1つ	3Fトレーニングルーム
壁時計							1	台					3Fトレーニングルーム
ベンチ(白)							2	脚					3Fトレーニングルーム
ストレッチボール							4	個					3Fトレーニングルーム
棚(木製)							1	台					3Fトレーニングルーム
体重計					オムロン	HBF-217	1	台					3Fトレーニングルーム
大型扇風機							2	台					3Fトレーニングルーム
パイプ椅子							4	脚					3Fトレーニングルーム
ボックス(木製)							2	台					3Fトレーニングルーム
ジムボール							2	個					3Fトレーニングルーム
BOSSバランス							1	個					3Fトレーニングルーム
木製机(丸)							3	台					3Fロビー通路→エレベーター前
机(四角)							1	台					3Fロビー通路→エレベーター前
ソファ(黒)							2	脚					3Fロビー通路→エレベーター前
介助台(白)					タカダ		1	台					3Fロビー通路→エレベーター前
茶道道具1式							1	式					3F和室・給湯室
壁時計						アナログ	1	台					3F和室・給湯室

岡山市東山ブルー

品 名	年 月 日	メーカー	品番品質形様	購入先	数量	単位	単価	金額	備考	収納場所
備品(Ⅰ種)										
審判台	H15	3	31	和信	水球用審判台 SCPS-12	47	台	82,950		観覧席下倉庫
コースロープ	H16	3	15		水球用 SCPF-114	4	巻	684,684		観覧席下倉庫
タッチパネル	H15	3	31	セイコー	TP-1900	8	台	294,000		観覧席下倉庫
自動審判計時装置	H15	3	31	セイコー	タイムアウト請求器 TWP-3	1	台	165,900		器具庫
自動審判計時装置	H15	3	31	セイコー	タイムアウト請求器 TWP-60A-3	1	台	248,850		器具庫
自動審判計時装置	H15	3	31	セイコー	水球タイマー(7分計) TWP-700	2	台	763,140		器具庫
自動審判計時装置	H15	3	31	セイコー	水球タイマー(35秒計) TWP-35	4	台	572,355		器具庫
コインロッカー	R5	7	12	アルファ	NEO-5T	12	台	243,650	2,923,800	男女更衣室
監視台 大	H15	3	31	セノー	NC18 JG9500	10	台	76,119		プールサイド
消耗品										
事務用机					事務室、受付室、監視室	3	台			各部屋
コーン						20	台			監視員室
ゴム製コーンベッド						30	台			監視員室
アクアキャリー					EVERNEW	1	台			監視員室
ゴールポスト					水球用	2	台			観覧席下倉庫
ボール置き					水球用	2	台			観覧席下倉庫
スタート台					1～8番×2セット	16	台			観覧席下倉庫
ホワイトボード					水球用(4台)事務所用(2台)	6	台			観覧席下倉庫
ベンチ						24	台			観覧席下倉庫
長机					折りたたみ机	15	台			器具庫
パイプ椅子					折りたたみ椅子	150	脚			器具庫
椅子					事務室、受付室	6	脚			器具庫
延長コード					巻取型	5	台			器具庫
灰皿						4	台			器具庫
下駄箱					PLUS	4	台			更衣室出入口前
ロッカー					東洋事務器	2	台		スタッフ用	事務所
棚					東洋事務器	1	台			事務所
担架					不明 備品シール4-21-2	1	台			事務所
書庫					不明 備品シール1-3-7	2	台			事務所
ホース巻取機					ホースドラム	4	台			男性シャワー室
監視台 小						1	台			プールサイド
ラック					不明	1	台			事務所
冷蔵庫					SHARP	1	台			事務所
電話機					パナソニック	1	台			事務所
タイムカード					SEIKO	1	台			事務所
電子レンジ					SHARP	1	台			事務所
ポット					peacock	1	台			事務所

○岡山市施設予約サービスの利用に関する規則

令和7年3月21日

市規則第19号

岡山市施設予約システムの利用に関する規則（平成28年市規則第204号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、公の施設の使用許可申請の手続のうち当該手続に関する他の法令の規定により書面で行うこととしているものを、岡山市施設予約サービス（公の施設の予約状況に関する情報提供及び使用許可の手続を行うための電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と公の施設を利用しようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う場合の手続の特例について、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この規則において対象施設とは、岡山市施設予約サービスを利用して、予約状況の参照及び使用許可申請等の手続を行うことができる公の施設をいう。

（利用者情報の登録）

第3条 岡山市施設予約サービスによる公の施設の使用許可申請（以下「電子許可申請」という。）を行おうとする個人又は団体は、あらかじめ別表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利用者情報の欄に掲げる項目（以下「利用者情報」という。）を岡山市施設予約サービスに登録しなければならない。

2 前項の団体については、次のように区分するものとする。

（1） 一般団体 10人以上の構成員を有する団体

（2） 小団体 10人未満の構成員を有する団体

（貸与等の禁止）

第4条 前条第1項の規定により登録を行った個人又は団体（以下「利用者」という。）は、当該登録によって得られた資格を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

（利用者情報の変更等）

第5条 利用者は、利用者情報の登録事項に変更がある場合又は利用者情報を削除する場

合は、速やかに変更又は削除を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、利用者から利用者情報の削除依頼があったときは、当該利用者の利用者情報を削除しなければならない。

(利用停止等)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を定めて岡山市施設予約サービスの利用を停止し、又は利用者情報を削除することができる。

(1) この規則又は対象施設の管理について規定する条例若しくは規則等の規定に違反した場合

(2) 他の利用者の利用の妨げとなることが認められる場合

(3) 公序良俗に反し、又は反社会的な活動を目的としていることが認められる場合

(4) 対象施設の管理者が指定する期間内に使用料又は利用料金を納付しなかった場合

(5) 偽りその他不正な手段により利用者情報の登録を行った場合

(6) その他市長が不相当と認める場合

- 2 市長は、前項の規定により岡山市施設予約サービスの手続の停止又は利用者情報の削除をする場合は、当該利用者に対して、その旨を岡山市施設予約サービスから通知するものとする。

(施設使用申込)

第7条 利用者は、対象施設ごとに、初めて電子許可申請を行う場合は、あらかじめ岡山市施設予約サービスにより当該対象施設に施設使用申込を行わなければならない。ただし、施設使用申込が不要な対象施設については、申込みは不要とする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、利用者情報等を元にこれを審査し、岡山市施設予約サービスに審査の結果を登録するとともに、当該利用者に対して、当該利用者が岡山市施設予約サービスに設定した電子メール受信設定に従い、その旨を岡山市施設予約サービスから電子メールで通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により結果を登録したときは、遅滞なく次に掲げる事項を岡山市施設予約サービスにより利用者へ通知するものとする。

(1) 利用者が電子許可申請を行うことができる対象施設、名称及び所在地

(2) 使用の可否を抽選により決定する対象施設（以下「抽選対象施設」という。）

であるかどうかの別

(3) その他市長が必要と認める事項

(電子許可申請)

第8条 利用者は、電子許可申請を行う場合は、次に掲げる事項を入力し、送信するものとする。

(1) 利用者のログインID及びパスワード

(2) 予約する施設、室場、備品等

(3) 予約日時

(4) 使用目的

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(対象施設の利用者の決定)

第9条 抽選対象施設を除く対象施設に係る利用者の決定については、使用許可申請の到達順により決定する。

2 抽選対象施設に係る利用者の決定は、市長が指定する期日において、岡山市施設予約サービスの抽選によって決定する。ただし、当該決定をした後の抽選対象施設に係る利用者の決定は、前項の例により決定する。

(対象施設の使用許可事項の登録)

第10条 市長は、対象施設の使用を許可したときは、岡山市施設予約サービスに使用許可に係る事項を登録するものとする。

(使用許可通知の特例)

第11条 電子許可申請に対する対象施設の使用許可の通知は、前条の規定による登録をもってこれに代えるものとし、当該登録をした時に当該電子許可申請をした者に到達したものとみなす。

(対象施設に係る使用許可の取消し等があった場合の措置)

第12条 市長は、対象施設に係る使用許可の取消し又は電子許可申請の取下げがあった場合には、第10条の規定による登録を職権で削除するものとする。

(委任)

第 13 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の岡山市施設予約システムの利用に関する規則（平成 28 年市規則第 204 号）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の岡山市施設予約サービスの利用に関する規則の規定に相当の規定があるものは、改正後の岡山市施設予約サービスの利用に関する規則の相当の規定によってしたものとみなす。

別表（第 3 条関係）

区分	利用者情報	説明
個人，団体共通	利用者ログインID	
	パスワード	
	利用者種別	
	利用者区分	個人又は団体
個人	利用者名	
	利用者カナ名	
	メールアドレス	
	郵便番号	
	住所	
	生年月日	
	電話番号	
	保護者氏名	18 歳未満の者（以下「子供」という。）のみ該当
	保護者続柄	子供のみ該当
団体	団体名	
	団体カナ名	
	団体種別	一般団体又は小団体
	団体構成人数	性別ごとに大人（18 歳以上の者をいう。），

	子供の人数
代表者名	
代表者カナ名	
代表者メールアドレス	
代表者郵便番号	
代表者住所	
代表者生年月日	
代表者電話番号	
代表者の保護者氏名	子供のみ該当
代表者の保護者続柄	子供のみ該当
副責任者有無	
副責任者送付有無	副責任者に通知をする場合に該当
副責任者名	副責任者が存在する場合に該当
副責任者カナ名	副責任者が存在する場合に該当
副責任者メールアドレス	副責任者が存在する場合に該当
副責任者郵便番号	副責任者が存在する場合に該当
副責任者住所	副責任者が存在する場合に該当
副責任者生年月日	副責任者が存在する場合に該当
副責任者電話番号	副責任者が存在する場合に該当

岡山市民プールの管理運営に関する包括協定書(案)

(趣旨)

第1条 この協定は、岡山市（以下「甲」という。）が、岡山市民プール条例（平成17年岡山市条例第100号。以下「条例」という。）第4条に基づき、●●●（以下「乙」という。）を指定して行わせる岡山市民プール（以下「施設」という。）の管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条及び第244条の2、条例第8条、第9条、第11条及び第15条から第17条並びに指定通知書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設等の概要)

第2条 乙が管理する施設の概要は、次のとおりとし、その詳細は、甲が別に提示する「財産台帳」に掲げるものとする。

① 岡山市立市民屋内温水プール

(1) 所在地 岡山市南区豊成一丁目4番22号

(2) 規模 鉄筋コンクリート造3階建一部鉄骨造

敷地面積8,776㎡ 延床面積：8,649㎡

階	内容
1階	ピロティ 機械室 電気室 期間管理事務室 メンテナンス要員室 その他
2階	事務室 ロビー ロッカールーム 男・女便所 化粧室 本プール 50m×25m（日本水泳連盟公認）※水深150cm～120cm 補助プール 児童用25m×12m ※水深80cm 補助プール 幼児用変形プール ※水深40cm
3階	和室3 会議室2 トレーニング室 休憩所 その他
R階	屋上
駐車場	166台駐車可

② 岡山市東山プール

(1) 所在地 岡山市中区赤坂本町11番50号

(2) 規模 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

敷地面積：10,394㎡ 延床面積：986㎡

	内容
管理棟	事務室 ロッカールーム 男・女便所 倉庫
観覧席	観覧席600席
プール	本プール 50m×22m ※水深120cm（一般開放時） 50m×22.8m ※水深200cm（大会開催時） 幼児用プール 20m×10m

- 2 乙が管理する物品等は、甲が別に提示する「物品台帳」に掲げるものとする。

(協定期間)

第3条 この協定は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（以下「協定期間」という。）の管理について適用する。

- 2 前項に定める協定期間の終期は、指定が取り消されたときには、取り消された日までに変更されるものとする。

(管理業務の詳細)

第4条 条例第4条に定める乙が行う管理に関する業務（以下「管理業務」という。）の詳細は、別紙「岡山市立市民屋内温水プール及び岡山市東山プール指定管理業務仕様書」に定めるところによる。

(地位の譲渡及び再委託の禁止等)

第5条 乙は、施設の指定管理者の地位及びこの協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

- 2 乙は、管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、事前に書面による甲の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 4 乙が前項の規定に基づき管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任において行うものとする。

(自主事業の実施)

第6条 乙は、施設の設置目的を効果的に達成し、ひいては市民の満足度を上げるため、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により、第4条に定める管理以外の自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲にあらかじめ自主事業計画書を提出し、事業内容の事前承認を受けるとともに、施設使用手続き及び使用料若しくは利用料金またはその両方の納付をしなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、自主事業実施に当たり、条件を定めることができる。
- 4 自主事業実施に伴う収入及び支出は、管理業務に伴う経理と明確に区分して管理しなければならない。

(重要事項変更の届出)

第7条 乙は、代表者、定款、寄附行為等の重要事項に変更があったときは、直ちに甲に届

け出なければならない。

(事業報告書等)

第8条 乙は、条例第7条に定める事業報告書を、毎年度終了後30日以内に甲に提出しなければならない。

2 条例第7条に定めるものを除くほか、乙が管理の実態を把握するために必要な事項のうち事業報告書に記載しなければならないものは、次に掲げるものとする。

(1) 情報開示の状況に関する事項

(2) 自主事業の実施状況に関する事項

(3) その他甲が指示する事項

3 甲は、事業報告書を受領したときは、10日以内に乙の管理業務に係る管理実態点検を実施するものとする。

4 乙は、前項に定める管理実態点検の結果、管理業務に不十分な点があったときは、直ちに改善等を実施し、再度、甲の点検を受けなければならない。

5 前項に定める再度の甲の管理実態点検に要する費用は、乙の負担とする。

6 協定期間の途中において指定を取り消されたときは、第1項から前項までの規定を準用する。

7 乙は、事業報告書のほか、管理運営業務チェックシート及びモニタリング評価シートによるセルフモニタリング・自己評価を行い、毎年度終了後30日以内に甲に管理運営業務チェックシート及びモニタリング評価シートを提出しなければならない。

8 乙は、第1項から前項までの規定のほか、甲が管理の実態を把握するために必要な書類の提出を求めた場合は、甲が指定する期日までに、その書類を提出しなければならない。

(管理業務の確認及び指示)

第9条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、乙に対し、定期又は臨時に報告を求め、実地調査を実施することができる。

2 乙は、前項の規定による実地調査に立ち会うものとし、正当な理由なく立ち会わないときは、調査の結果等について何ら異議を申し立てることができない。

3 第1項の規定による調査等の結果、管理業務が仕様書その他甲が示した条件を満たしていない場合その他管理の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は乙に対して管理業務の改善勧告等の必要な指示をするものとする。

4 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。この場合において、発生する費用は、乙の負担とする。

(指定管理料)

第10条 協定期間に係る施設の管理に必要な経費（以下「指定管理料」という。）は、●

●●●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●●●円）とする。

（指定管理料の支払）

第11条 甲が乙に対して支払う指定管理料の額及び支払い方法については、次のとおりとする。

月	金額（円） （うち消費税及び地方消費税の額）				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

2 乙は、支払期ごとの管理が終了したときは、甲に通知するものとする。

3 甲又は甲の検査員（甲が委任し、乙に通知するものとする。）は、前項の通知を受けた

日から10日以内に管理が適正に行われているかどうかを検査するものとする。

- 4 甲は、前項の検査が終了し、乙が適正に管理を終了していると認めたときは、乙に通知するものとする。
- 5 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに甲に指定管理料の支払いを請求するものとする。
- 6 甲は、前項の請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る指定管理料を乙に支払うものとする。

(利用料金)

- 第12条 甲は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受させるものとする。
- 2 利用料金は、乙が、条例及び同条例施行規則に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議を行うものとする。

(指定の取消し等)

- 第13条 甲は、乙による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の乙による管理を継続することが適当でないと認めるときとは、岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号）第9条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 乙が正当な理由なく、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
 - (2) 乙が甲の報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (3) 乙が条例等の規定又はこの協定に違反したとき。
 - (4) 乙が岡山市立市民屋内温水プール及び岡山市東山プール指定管理者募集要項に定められた応募資格を満たさなくなったとき。
 - (5) 乙の財産につき、滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、破産その他の強制換価手続が開始される等経営が悪化し、管理業務を行うことが困難になったとき。
 - (6) 乙の代表者、役員又は従業員が、管理業務の遂行に当たり行った行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合であって、引き続き指定管理者として管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当であると認められるとき。
 - (7) 乙の管理業務の処理が著しく不適当であると認められるとき。

- (8) 乙が管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (9) その他、乙が指定管理者として不適当と認められるとき。
- 3 乙は、第1項の規定により、指定を取り消され、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、当該取り消され、又は停止を命ぜられた部分に係る指定管理料を、甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、指定を取り消され、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、前項に定める指定管理料の返還に併せて指定管理料額の100分の10（管理業務の全部又は一部を停止されたときにあっては、その停止された部分に係る指定管理料の100分の5とする。）に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 5 指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止した場合において、乙に生じた損害、損失及び費用の増加については、甲はその賠償の責めを負わない。

（業務の引継ぎ等）

- 第14条 乙は、乙以外の者が協定期間終了後に管理業務を行う場合には、甲又は甲が指定する者に対し、協定期間終了までに管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 甲は、管理業務の引継ぎに必要があると認めた場合には、乙に対して、甲又は甲が指定する者による施設の視察を請求することができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の請求を受けたときは、それに応じなければならない。ただし、乙が請求に応じることができないやむを得ない事由があると甲が認めたときは、この限りでない。
- 4 乙は、協定期間終了後であっても、甲又は甲が指定する者に管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、この協定の定めるところにより、管理業務を継続するものとする。

（損害賠償等）

- 第15条 乙は、管理業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が損害を受けた第三者に対し損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償額の全部又は一部を求償することができる。

（原状回復義務）

- 第16条 乙は、協定期間終了後には、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡し、及び返還しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(緊急時の対応)

- 第17条 乙は、管理業務の実施に際し事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じ、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力するとともに、甲及び関係者に対してその状況を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 乙は、管理業務に必要な諸規則及び非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを甲に届け出なければならない。

(情報管理)

- 第18条 乙及び管理業務の一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を他へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）並びに、別に締結する個人情報の取扱いに関する覚書及び市の保有する個人情報の取扱いに関する覚書に従い、管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙はその管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(備品の管理)

- 第19条 乙は、管理業務仕様書別紙10「物品台帳」に示す、岡山市が貸与する物品（以下「備品（Ⅰ種）」という。）を管理業務の実施に必要な範囲内で使用できるものとする。
- 2 乙は、備品（Ⅰ種）を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 甲は、備品（Ⅰ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合であって、必要があると認めたときは、新たに当該備品（Ⅰ種）を購入し、又は調達し、乙が使用できるように提供するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償し、同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

(備品の購入等)

- 第20条 乙は、管理業務仕様書別紙10「物品台帳」に示す、管理業務仕様書に定める乙が準備すべき物品（以下「備品（Ⅱ種）」という。）を自己の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供しなければならない。
- 2 乙は、備品（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなっ

た場合には、新たに当該備品（Ⅱ種）を購入し、又は調達しなければならない。

- 3 乙は、備品（Ⅱ種）のほか、必要に応じ購入又は調達した備品（以下「備品（Ⅲ種）」という。）を管理業務実施の用に供することができるものとする。

（協定期間終了時の備品の取扱い）

第21条 協定期間の終了に際して、備品の取扱いについては、次のとおりとする（乙が引き続き指定管理者となる場合を除く）。

- (1) 備品（Ⅰ種）については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
- (2) 備品（Ⅱ種）については、乙は、甲との協議により決定することとする。
- (3) 備品（Ⅲ種）については、原則として甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収することができるものとする。

（損害保険）

第22条 乙は、管理業務仕様書に定める甲が加入する保険を除き、自己の負担において、必要に応じた損害保険に加入するものとする。

（不可抗力によって発生した費用の負担等）

第23条 乙は、不可抗力等により損害、損失及び費用の増加が生じたときは、その内容や程度の詳細を書面で甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受領した場合、当該損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力等の判定及び別表リスク分担表に基づく費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力による乙の損害、損失及び費用の増加については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。ただし、乙が付保した損害保険によりてん補された金額相当分については、この限りでない。
- 4 不可抗力に伴う甲の損害、損失及び費用の増加については、甲が負担するものとする。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第24条 乙は、この管理に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し指定管理料の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該指定管理が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命

令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合に
おいて、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその
支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、
その日
数に応じ、年●.●パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

(紛争の解決)

- 第25条 甲及び乙は、この協定に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、甲及び乙の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。
- 2 甲及び乙は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

(裁判管轄等)

- 第26条 この協定に関する訴訟の提起又は前条に規定するあっせん若しくは調停等は、岡山市の所在地を管轄する裁判所又は紛争処理機関に行うものとする。

(秘密の保持)

- 第27条 乙は、この管理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

- 第28条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自1通を

保有する。

年 月 日

甲 住 所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
(団体名) 岡 山 市
代表者 岡山市長 大森 雅夫 印

乙 住 所
(団体名)
代表者 印

災害時における避難場所等の開設運営に関する協定書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と指定管理者名〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時において市民の安全を確保するため、甲の指定管理者として乙が管理・運営する施設の一部を避難場所等として使用し、開設及び運営管理を行う業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) この協定書において「避難場所等」とは、指定緊急避難場所等又は指定避難所をいう。

（対象施設）

第3条 避難場所等として使用する施設は、別紙のとおりとする。

（業務内容）

第4条 乙の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所等としての使用に向けた開設準備
- (2) 避難場所等としての施設の開設・運営管理及び避難者の受入れ
- (3) 市との連絡調整

（業務の実施体制）

第5条 前条の業務が必要と認められる場合は、甲は、電話等により乙に開設の要請をするものとし、対象施設の所在する地域の避難情報等が解除された場合は、乙は、甲に現場の状況を報告し、了解を得た上で、避難場所等を閉鎖するものとする。

2 前項に関わらず、乙は災害時において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、対象施設を避難場所等として開設及び運営管理を行うものとする。

- 3 乙は、避難場所等の開設要請を受けた場合、直ちに出動人員の確保及び開設を前提とした体制づくりを行い、対象施設の開設可能時期を甲に報告し、避難者を受け入れるものとする。
- 4 乙は、避難場所等の開設要請を受けた場合は、出動人員より1名を現場責任者として定めるものとする。
- 5 業務に必要な物品は、甲があらかじめ準備し、追加で必要な物品については区本部または市災害対策本部へ連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 乙は、施設の開設及び運営管理に係る費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し算定した費用を乙に支払うものとする。
- 3 業務に関し、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲がその対価を負担するものとする。
- 4 甲は、避難者が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担しなければならない。

(紛争等の対応処理及び損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い第三者との間に紛争等の問題が生じた場合、甲がその責任において対応・調整の上解決するものとする。

- 2 業務の実施に伴い第三者に損害が発生した場合、甲がその費用を負担する。ただし、乙に故意又は重過失があるときはこの限りでない。
- 3 対象施設等に損害が生じたときは、乙の窓口担当者は遅滞なくその状況を書面又は口頭により甲に速やかに報告するものとし、その処置については、甲及び乙が協議し決定する。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から指定管理者の指定の期間の終了する日までとする。

(協定の解除)

第9条 この協定を継続できない事情が発生したときには、甲及び乙は協議の上この協定を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫

乙

別紙

避難場所等対象施設一覧

施設名	所在地	連絡先

協定書に関する留意事項

1 避難場所等の開設について

- ア) 指定管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、地域住民等が避難してきた場合はただちに受け入れ、市へ連絡する。
- イ) 市から開設要請があった場合、指定管理者はただちに施設運営上の支障の有無を確認し、開設可否を市へ連絡する。
- ウ) 夜間等施設側の職員が不在の時に、地域住民等から市へ避難の要望があり、市より開設要請があった場合、指定管理者は開設準備を行うが、やむを得ない事情等により開設できない場合は、その旨をただちに市に連絡する。
- エ) 避難場所等の開設期間は、原則として市から開設の要請があったときから、閉鎖の連絡があるまでとする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、施設管理者と協議の上決定する。

2 避難場所等の管理運営について

指定管理者が行う開設・運営については、大きく分けて2つの業務を行う。

① 避難者の受入れ

避難者に避難所利用者登録票を記入してもらい、避難者名簿を作成する。

② 市との連絡調整

避難者人数、物資の必要性、要配慮者の有無を確認し、市との連絡調整を行う。

なお、詳細な内容については以下のとおりとする。

- 1) 開設準備 施設の開錠後、施設内の確認し、市へ連絡する。
 ※市へ連絡の際、物資も必要に応じ要請する。
- 2) 運営 「避難所利用者登録票」を記入してもらい、「避難所利用者名簿」を作成し、1時間毎（00分現在）に避難者数を確認・記録する。
 ※避難者に要配慮者がいる場合は、その対応に注意し、必要に応じて区本部
 と相談の上対応する。
- 3) 避難所閉鎖 対象地域の避難情報等が解除されたことを、避難者に知らせ、帰宅を促し避難者の帰宅を確認後、区本部及び危機管理室（市災害対策本部）に連絡する。
- 4) 後片付け 施設の点検し、避難所利用者登録票など個人情報に記載した書類等を、市へ送付する。（備品の破損等あればその旨を市へ報告する）

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

〇〇（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる（複数施設の場合、別表「指定暑熱避難施設一覧」（以下「別表」という。）の）とおりとする。

- 一 名称 〇〇センター
- 二 所在地 岡山市〇区〇〇・・・

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は〇〇〇〇（複数施設の場合、別表のとおり）とする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げる（複数施設の場合、別表の）とおりとする。

- 一 開放する曜日 〇曜日～〇曜日
- 二 開放する時間帯 午前〇時～午後〇時
- 三 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数 〇人

(施設の管理)

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げる（複数施設の場合、別表の）とおりとする。

所属部課：

役職名：

連絡先：

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、岡山県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

- 2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第9条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10 条 この協定の有効期間は、締結日から令和○年○月○日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

乙